

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月27日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第6号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第29条の2第2項中「遅滞なく納入を」を「，京都市交通局債権管理規程第4条の規定により」に改める。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)